

# 高等学校等就学支援金の支給に関する検討会議

## (第1回) 会議次第

1. 日時： 平成22年5月26日(水)

15:30～17:30

2. 議題：

(1) 「高等学校に類する課程」として満たすべき基準や手続、「高等学校の課程に類する課程」を審査する体制や方法等について  
(自由討議)

(2) その他

3. 配付資料

資料1 高等学校等就学支援金の支給に関する検討会議の公開について  
(案)

資料2 主な論点(たたき台)

資料3 今後の開催日程

平成 22 年 5 月 26 日  
高等学校等就学支援金の  
支給に関する検討会議決定

高等学校等就学支援金の支給に関する検討会議の公開について（案）

高等学校等就学支援金の支給に関する検討会議の委員の氏名、議事内容の公開等については、下記のとおりとする。

- 1 委員の氏名は、本会議の検討が取りまとまった後に公開する。
- 2 本会議は非公開とする。
- 3 本会議において配付した資料については、非公開とする。ただし、本会議の検討が取りまとまった後、資料の取扱いについて協議し、委員の了解が得られた資料については、公開する。
- 4 議事要旨については、匿名とし、会議終了後、事務局案を作成し、座長に確認した上で、本会議の検討が取りまとまった後に公開する。
- 5 上記については、平成 22 年 5 月 26 日以降の会議から適用する。

〈理由〉

委員の氏名や会議を公開した場合、外部からの圧力等が及び、委員らの識見に基づいた自由闊達で専門的な審議が制約され、静ひつな環境が保たれず、公正・中立に検討する上で著しい支障が生じる。

## 主な論点（たたき台）

### 1. 基準

（1）組織編制

（2）教員の質

（3）教育課程

（4）教育水準

（5）施設・設備

（6）学校運営

### 2. 審査手続（審査書類等）

### 3. 審査体制

### 4. 審査方法

## 今後の開催予定

第1回 5月26日(水) 15:30~17:30

第2回 6月30日(水) 15:30~17:30

# 高等学校等就学支援金の支給に関する検討会議

## (第2回) 会議次第

1. 日時： 平成22年6月30日(水)  
15:30～17:30

2. 議題：

(1) 「高等学校に類する課程」として満たすべき基準や手続、「高等学校の課程に類する課程」を審査する体制や方法等について  
(論点ごとの討議)

(2) その他

3. 配付資料

資料1 主な論点(たたき台)

資料2 主な論点(たたき台)の項目ごとの関係規定について

資料3 今後の開催日程

参考資料 東京朝鮮中高級学校で訪問した授業・施設

## 主な論点（たたき台）

## 1. 基準

## (1) 組織編制

専修学校設置基準と同程度でよいかどうか。主な項目は、1クラスの生徒数、教員数でよいか。

## (2) 教員の質

専修学校設置基準と同程度でよいかどうか。主な項目は、教諭等の数、教員資格でよいか。教員免許を持たない教員について質を確保するためにどのような基準を求めるか。

## (3) 教育課程

専修学校設置基準と同程度でよいかどうか。主な項目は、修業年限、授業時数、授業科目などの教育課程の外形に係るものに限ることでよいか。教育内容についても考慮するか。

## (4) 教育水準

教育の成果を、どのような指標で評価するか。

## (5) 施設・設備

専修学校設置基準と同程度でよいかどうか。主な項目は、校舎面積、必要な附帯施設（教員室、事務室等）、設備でよいか。

## (6) 学校運営

情報公開・学校運営に関して、どのような事項を求めるか。

## 2. 審査手続（審査書類等）

在外教育施設の認定等に関する基準等を参考に審査書類等を定めるはどうか。

## 3. 審査体制

最終的に文部科学大臣が告示をするに当たって、判断の客観性を担保するための体制として、第三者機関に意見を聴いてはどうか。

## 4. 審査方法

書面審査に加えて事務局によるヒアリングや現地調査を行うことでよいか。

## 主な論点（たたき台）の項目ごとの高等学校、専修学校の設置基準等の関係規定

## 1. 基準

## (1) 組織編制

## ○高等学校設置基準（抄）

（授業を受ける生徒数）

第七条 同時に授業を受ける一学級の生徒数は、四十人以下とする。ただし、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。

（教諭の数等）

第八条 高等学校に置く副校長及び教頭の数に当該高等学校に置く全日制の課程又は定時制の課程ごとに一人以上とし、主幹教諭、指導教諭及び教諭（以下この条において「教諭等」という。）の数は当該高等学校の収容定員を四十で除して得た数以上で、かつ、教育上支障がないものとする。

2 教諭等は、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、助教諭又は講師をもって代えることができる。

3 高等学校に置く教員等は、教育上必要と認められる場合は、他の学校の教員等と兼ねることができる。

## ○専修学校設置基準（抄）

（同時に授業を行う生徒）

第六条 専修学校において、一の授業科目について同時に授業を行う生徒数は、四十人以下とする。ただし、特別の事由があり、かつ、教育上支障のない場合は、この限りでない。

第七条 専修学校において、教育上必要があるときは、学年又は学科を異にする生徒を合わせて授業を行うことができる。

（教員数）

第十七条 専修学校に置かなければならない教員の数に、別表第一に定めるところによる。

2 前項の教員の数に半数以上は、専任の教員（常勤の校長が教員を兼ねる場合にあっては、当該校長を含む。）でなければならない。ただし、専任の教員の数に、三人を下ることができない。

3 夜間学科等を併せ置く場合にあっては、相当数の教員を増員するものとする。

別表第一 専修学校の教員数 (第十七条関係)

課程の区分	学科の属する分野の区分	学科の属する分野ごとの生徒総定員の区分	教員数
高等課程又は専門課程	工業関係、農業関係、医療関係、衛生関係又は教育・社会福祉関係	八十人まで	3
		八十一人から二百人まで	$3 + \{(\text{生徒総定員} - 80) \div 40\}$
		二百一人から六百人まで	$6 + \{(\text{生徒総定員} - 200) \div 50\}$
		六百一人以上	$14 + \{(\text{生徒総定員} - 600) \div 60\}$
	商業実務関係、服飾・家政関係又は文化・教養関係	八十人まで	3
		八十一人から二百人まで	$3 + \{(\text{生徒総定員} - 80) \div 40\}$
		二百一人から四百人まで	$6 + \{(\text{生徒総定員} - 200) \div 50\}$
		四百一人以上	$10 + \{(\text{生徒総定員} - 400) \div 60\}$
一般課程	(略)	(略)	(略)

(2) 教員の質

○高等学校設置基準…規定なし。

教育職員免許法 (抄)

(免許)

第3条 教育職員は、この法律により授与する各相当の免許状を有する者でなければならない。

2～4 (略)

○専修学校設置基準 (抄)

第十九条 専修学校の高等課程の教員は、次の各号の一に該当する者でその担当する教育に関し、専門的な知識、技術、技能等を有するものでなければならない。

一 前条各号の一に該当する者

二 専修学校の専門課程を修了した後、学校、研究所等においてその担当する教育に関する教育、研究又は技術に関する業務に従事した者であつて、当該専門課程の修業年限と当該業務に従事した期間とを通算して四年以上となる者

三 短期大学士の学位又は準学士の称号を有する者で、二年以上、学校、研究所等においてその担当する教育に関する教育、研究又は技術に関する業務に従事した者

四 学士の学位を有する者

五 その他前各号に掲げる者と同等以上の能力があると認められる者



(参考)

○学校教育法の一部を改正する法律等の施行について（昭和51年1月23日文科事務次官通達）（抄）（括弧内の注は通達にはない文言である）

第5 設置基準の概要

4 教員に関する事項

(2) 教員の資格

イ 高等課程の教員の資格

高等課程の教員は、専門課程修了後、学校、研究所等において関連業務に従事したもので当該課程の修業年限と関連業務従事期間とを通算して4年以上となる者等を第12条（注：現第19条）第1号から第4号までに規定したほか、これらと同等以上の能力があると認められる者を第5号に規定したこと。この第5号の同等以上の能力があると認められる者は次のような者であること。

(ア) 上記アの(ア)（注：※1参照）に相当する者で、当該期間が4年以上となる者

(イ) その担当する教育に関し、法令に基づく大学卒業程度の免許若しくは資格等を取得した者又は短期大学卒業程度の免許若しくは資格等を取得した者で取得後2年以上関連業務に従事した者若しくは、高等学校卒業程度の免許若しくは資格等を取得した者で取得後4年以上関連業務に従事した者

(ウ) 上記アの(ウ)（注：※2参照）に相当する者で、当該期間が7年以上となる者

(エ) 外国の学校、旧制の学校又はその他の法律に基づく学校、専修学校若しくは各種学校に準ずる教育施設等を卒業した者であつて、第12条第2号から第4号までの規定の各号に相当する修業年限、業務従事期間又は資格を有する者

(オ) 大学、短期大学又は高等専門学校の助手の資格のある者

※1 ア 専門課程の教員の資格

(ア) 従来の各種学校で高等学校卒業程度以上を入学資格とするものを卒業した後、関連業務に従事した者で当該各種学校の修業年限と関連業務従事期間とを通算して6年以上となる者

※2 (ウ) 理容、美容の実技その他実際的な技術又は技能の習得を主とする分野の教員については、次に掲げるものであつて当該技術又は技能に秀でた者

(i) 上記(イ)の高等学校卒業程度以上の免許又は資格等以外の法令に基づく免許又は資格等（当該免許又は資格等に関し、上級の者がある場合には、上級のものに限る。）を取得した者であつて、当該免許又は資格等を取得後、9年以上関連業務に従事した者

(ii) 専修学校又は各種学校を卒業した後当該修業年限と関連業務従事期間とを通算して9年以上となる者

### (3) 教育課程・(4) 教育水準

○高等学校設置基準…規定なし。

○学校教育法施行規則（抄）

第八十三条 高等学校の教育課程は、別表第三に定める各教科に属する科目、総合的な学習の時間及び特別活動によつて編成するものとする。（別表省略）

第八十四条 高等学校の教育課程については、この章に定めるもののほか、教育課程の基準として文部科学大臣が別に公示する高等学校学習指導要領によるものとする。

○専修学校設置基準（抄）

（授業時数）

第五条 専修学校の授業時数は、学科ごとに、一年間にわたり八百時間以上とする。

2（略）

（授業科目）

第八条 専修学校の高等課程においては、中学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて専修学校の教育を施すにふさわしい授業科目を開設しなければならない。

2～4（略）

○東京都私立専修学校設置認可取扱内規（抄）

第3 専修学校の高等課程においては、中学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて、おおむね10分の1程度の一般的教養のための授業科目を開設するものとする。

### (5) 施設設備

○高等学校設置基準（抄）

（一般的基準）

第十二条 高等学校の施設及び設備は、指導上、保健衛生上、安全上及び管理上適切なものでなければならない。

（校舎の面積）

第十三条 校舎の面積は、法令に特別の定めがある場合を除き、全日制の課程若しくは定時制の課程の別又は学科の種類にかかわらず、次の表に定める面積以上とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。（表省略）

（運動場の面積）

第十四条 運動場の面積は、全日制の課程若しくは定時制の課程の別又は収容定員にかかわらず、八、四〇〇平方メートル以上とする。ただし、体育館等の屋内運動施設を備えている場合その他の教育上支障がない場合は、この限りでない。（校舎に備えるべき施設）

第十五条 校舎には、少なくとも次に掲げる施設を備えるものとする。

- 一 教室（普通教室、特別教室等とする。）
- 二 図書室、保健室
- 三 職員室

2 校舎には、前項に掲げる施設のほか、必要に応じて、専門教育を施すための施設を備えるものとする。

（その他の施設）

第十六条 高等学校には、校舎及び運動場のほか、体育館を備えるものとする。ただし、地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。

（校具及び教具）

第十七条 高等学校には、学科の種類、生徒数等に応じ、指導上、保健衛生上及び安全上必要な種類及び数の校具及び教具を備えなければならない。

2 前項の校具及び教具は、常に改善し、補充しなければならない。

#### ○専修学校設置基準（抄）

（校地等）

第二十二條 専修学校は、次条に定める校舎等を保有するに必要な面積の校地を備えなければならない。

2 専修学校は、前項の校地のほか、目的に応じ、運動場その他必要な施設の用地を備えなければならない。

（校舎等）

第二十三條 専修学校の校舎には、目的、生徒数又は課程に応じ、教室（講義室、演習室、実習室等とする。）、教員室、事務室その他必要な附帯施設を備えなければならない。

2 専修学校の校舎には、前項の施設のほか、なるべく図書室、保健室、教員研究室等を備えるものとする。

3 専修学校は、目的に応じ、実習場その他の必要な施設を確保しなければならない。

（校舎の面積）

第二十四條 専修学校の校舎の面積は、次の各号に定める面積以上とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。

- 一 一の課程のみを置く専修学校で当該課程に一の分野についてのみ学科を置くものにあつては、別表第二イの表により算定した面積

二（略）

（設備）

第二十五條 専修学校は、目的、生徒数又は課程に応じ、必要な種類及び数の機械、器具、標本、図書その他の設備を備えなければならない。

## 別表第二

### イ 基準校舎面積の表

課程の区分	学科の属する分野の区分	学科の属する分野ごとの総定員の区分	面積（平方メートル）
高等課程又は専門課程	工業関係、農業関係、医療関係、衛生関係又は教育・社会福祉関係	40人まで	260
		41人以上	$260 + 3.0 \times (\text{生徒総定員} - 40)$
	商業実務関係、服飾・家政関係又は文化・教養関係	40人まで	200
		41人以上	$200 + 2.5 \times (\text{生徒総定員} - 40)$
一般課程	(略)	(略)	(略)

## (6) 学校運営

### ○私立学校法（抄）

（資産）

第二十五条 学校法人は、その設置する私立学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金並びにその設置する私立学校の経営に必要な財産を有しなければならない。

2（略）

（財産目録等の備付け及び閲覧）

第四十七条 学校法人は、毎会計年度終了後二月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書を作成しなければならない。

2 学校法人は、前項の書類及び第三十七条第三項第三号の監査報告書（第六十六条第四号において「財産目録等」という。）を各事務所に備えて置き、当該学校法人の設置する私立学校に在学する者その他の利害関係人から請求があつた場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

### ○学校教育法施行規則（抄）

第六十六条 小学校は、当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について、自ら評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の評価を行うに当たっては、小学校は、その実情に応じ、適切な項目を設定して行うものとする。

第六十七条 小学校は、前条第一項の規定による評価の結果を踏まえた当該小学校の児童の保護者その他の当該小学校の関係者（当該小学校の職員を除く。）による評価を行い、その結果を公表するよう努めるものとする。

第六十八条 小学校は、第六十六条第一項の規定による評価の結果及び前条の規定により評価を行つた場合はその結果を、当該小学校の設置者に報告するものとする。

第一百八十九条 （略）第六十六条から第六十八条までの規定は専修学校について（略）、それぞれ準用する。（略）

○学校教育法（抄）

第四十三条 小学校は、当該小学校に関する保護者及び地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を積極的に提供するものとする。

第百三十三条 （略） 第四十二条から第四十四条までの規定は専修学校に、第百五条の規定は専門課程を置く専修学校に準用する。（略）

②（略）

2. 審査手続、3. 審査体制、4. 審査方法

○省令（イ）、（ロ）

文部科学大臣の認定のための確認手続きとして、それぞれの学校、都道府県等に任意の資料提供、照会を行った。

○在外教育施設の認定等に関する規程（抄）

第十七条 第一条の認定を受けようとする者は、申請施設の設置者の名称、住所、代表者の氏名及び申請施設の名称を記載した申請書に次の各号に掲げる書類を添えて、文部科学大臣に申請しなければならない。

一 申請施設の概要を記載した書類

二 設立趣意書

三 第七条に規定する学則

四 第十一条第一項に規定する校長、教頭、教諭及び養護教諭の氏名、経歴の概要等を記載した書類

五 校具及び教具の明細表

六 申請施設の位置及び校地の状況を明らかにする図面並びに校舎その他の建物の配置図及び平面図

七 申請施設及び設置者の所在国における法的地位等を証する書類

八 設置者の寄附行為若しくは定款又はこれらに類する規約

九 第六条に規定する役員の名簿及び履歴書

十 第六条に規定する役員に関する規定

十一 資産及び会計に関する規定

十二 収支予算書

十三 入学者選抜実施要項及び入学案内等の申請施設の概要を示した書類又はこれに準ずるもの

十四 その他文部科学大臣が定める書類

2 前項の規定による申請は、申請施設の認定を受けようとする年の前年の五月三十一日までに行わなければならない。

3 文部科学大臣は、前項の申請があった場合には、当該申請施設の認定を受けようとする年の前年の十二月三十一日までに当該申請施設を認定するかどうかを決定し、当該申請施設の設置者に対しその旨を速やかに通知するものとする。

第十八条 認定施設の設置者は、名称、位置、設置者又は第七条に規定する学則（学校教育法施行規則第四条第一項第二号、第三号（授業日時数に関する事項を除く。）

又は第五号に掲げる事項に準じたものに係る部分に限る。)を変更しようとする場合には、その変更の内容、理由及び時期を記載した書類を文部科学大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2 認定施設の設置者は、校地、校舎、運動場その他直接教育の用に供する土地建物に関する権利を取得し、若しくは処分しようとするとき、又は用途の変更、改築等によりこれらの現状に重要な変更を加えようとする場合には、あらかじめ、文部科学大臣に届け出なければならない。

3 認定施設の設置者は、第六条に規定する役員若しくは第十一条第一項に規定する校長若しくは教頭に変更があった場合又は授業料若しくは入学料の改定があった場合には、遅滞なく、文部科学大臣に届け出なければならない。

第十九条 認定施設の設置者は、毎年六月十五日までに、当該認定施設の運営等に関する定期報告書を文部科学大臣に提出しなければならない。

2 認定施設の設置者は、当該認定施設を六月以上休校にしようとするときは、その休校の決定の後遅滞なく、休校報告書を文部科学大臣に提出しなければならない。

3 認定施設の設置者は、六月以上休校にしている認定施設を再開しようとするときは、その再開の決定の後遅滞なく、再開報告書を文部科学大臣に提出しなければならない。

4 認定施設の設置者は、認定に関し文部科学大臣から必要な資料の提出を求められた場合には、当該資料を提出しなければならない。

第二十条 文部科学大臣は、認定施設が次の各号のいずれかに該当するときは、第一条の認定を取り消すことができる。

一 認定施設が第一章に規定する認定の基準又は第二章に規定する運営の基準に適合しなくなったとき。

二 第十八条第一項の規定により文部科学大臣の承認を受けなければならない場合において、その承認を受けなかったとき。

三 前条第一項に規定する定期報告書、同条第二項に規定する休校報告書、同条第三項に規定する再開報告書又は同条第四項の規定により提出しなければならない資料の提出を怠ったとき。

## 今後の開催予定

第1回 5月26日(水) 15:30~17:30

第2回 6月30日(水) 15:30~17:30

第3回 7月16日(金) 15:30~17:30

(参考資料)

東京朝鮮中高級学校で訪問した授業・施設

(授業)

- ① 2年 英語
- ② " 世界史
- ③ " 現代史
- ④ 3年 朝鮮史
- ⑤ 2年 社会
- ⑥ 1年 数学
- ⑦ 2年 日本語
- ⑧ " 化学
- ⑨ " 情報理論
- ⑩ 3年 日本語

(施設)

- ① 職員室
- ② 図書室
- ③ 理科室
- ④ 生徒会室
- ⑤ 美術室
- ⑥ 体育館
- ⑦ 掃除
- ⑧ 部活動
- ⑨ 校庭



# 高等学校等就学支援金の支給に関する検討会議 (第3回) 会議次第

1. 日時： 平成22年7月16日(金)  
15:30~17:30

2. 議題：

(1) 「高等学校に類する課程」として満たすべきの基準や手続、「高等学校の課程に類する課程」を審査する体制や方法等について  
(論点ごとの討議)

(2) その他

3. 配付資料

資料1 主な論点(たたき台)の項目ごとの関係規定、基準のイメージ、  
考え方について

資料2 高等専修学校における情報公開の推進について(案)

資料3 学校評価ガイドライン(抄)

資料4 朝鮮大学校、朝鮮高級学校における教員の質の確保について

資料5 今後の開催日程

主な論点（たたき台）の項目ごとの関係規定、基準のイメージ、考え方について

## 1. 組織編制

### (1) 高等学校、専修学校の設置基準等の関係規定

#### ○高等学校設置基準（抄）

（授業を受ける生徒数）

第七条 同時に授業を受ける一学級の生徒数は、四十人以下とする。ただし、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。

（教諭の数等）

第八条 高等学校に置く副校長及び教頭の数とは当該高等学校に置く全日制の課程又は定時制の課程ごとに一人以上とし、主幹教諭、指導教諭及び教諭（以下この条において「教諭等」という。）の数は当該高等学校の収容定員を四十で除して得た数以上で、かつ、教育上支障がないものとする。

2 教諭等は、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、助教諭又は講師をもって代えることができる。

3 高等学校に置く教員等は、教育上必要と認められる場合は、他の学校の教員等と兼ねることができる。

#### ○専修学校設置基準（抄）

（同時に授業を行う生徒）

第六条 専修学校において、一の授業科目について同時に授業を行う生徒数は、四十人以下とする。ただし、特別の事由があり、かつ、教育上支障のない場合は、この限りでない。

第七条 専修学校において、教育上必要があるときは、学年又は学科を異にする生徒を合わせて授業を行うことができる。

（教員数）

第十七条 専修学校に置かなければならない教員の数は、別表第一に定めるところによる。

2 前項の教員の数の半数以上は、専任の教員（常勤の校長が教員を兼ねる場合にあっては、当該校長を含む。）でなければならない。ただし、専任の教員の数は、三人を下ることができない。

3 夜間学科等を併せ置く場合にあっては、相当数の教員を増員するものとする。

別表第一 専修学校の教員数（第十七条関係）

課程の区分	学科の属する分野の区分	学科の属する分野ごとの生徒総定員の区分	教員数
高等課程又は専門課程	工業関係、農業関係、医療関係、衛生関係又は教育・社会福祉関係	八十人まで	3
		八十一人から二百人まで	$3 + \{(\text{生徒総定員} - 80) \div 40\}$
		二百一人から六百人まで	$6 + \{(\text{生徒総定員} - 200) \div 50\}$
		六百一人以上	$14 + \{(\text{生徒総定員} - 600) \div 60\}$
	商業実務関係、服飾・家政関係又は文化	八十人まで	3
八十一人から二		$3 + \{(\text{生徒総定員} -$	

	・教養関係	百人まで	$80 \div 40$
		二百一人から四百人まで	$6 + \{(生徒総定員 - 200) \div 50\}$
		四百一人以上	$10 + \{(生徒総定員 - 400) \div 60\}$
一般課程	(略)	(略)	(略)

## (2) 基準のイメージ

- 一の授業科目について同時に授業を行う生徒数は四十人以下とする。ただし、特別の事由があり、かつ、教育上の支障のない場合は、この限りない。
- 置かなければならない教員の数は、別表に定めるところによる。この教員の数の半数以上は、専任の教員（常勤の校長が教員を兼ねる場合にあっては、当該校長を含む。）でなければならない。ただし、専任の教員数は、三人を下ることができない。

80人まで	3
81人から200人まで	$3 + \frac{生徒総定員 - 80}{40}$
201人から400人まで	$6 + \frac{生徒総定員 - 200}{50}$
401人以上	$10 + \frac{生徒総定員 - 400}{60}$

## (3) 考え方

専修学校設置基準と同程度のクラス規模、教員数を基準（専修学校設置基準第6条、第17条、別表第1）とする。

別表1の教員の数は、『中学校又は高等学校教育との関連において教育を行う高等課程及び専門課程については、それ以外の一般課程と比較して若干基準が高く定められており、また同一課程の中でも工業関係、医療関係など、一般的に実験、実習を必要とする分野については、それ以外の分野と比較して若干基準が高く定められている』（文部省専修学校法令研究会編著「専修学校・各種学校実務ハンドブック」より引用）。今回の基準は、「高等学校の課程に類する課程」を置く学校が満たすべき最低の基準であるため、別表第一の「高等課程又は専門課程」の「商業実務関係、服飾・家政関係又は文化・教養関係」に適用される教員の数の基準と同程度としてはどうか。

## 2. 教員の質

### (1) 高等学校、専修学校の設置基準等の関係規定

○高等学校設置基準…規定なし。

教育職員免許法（抄）

（免許）

第3条 教育職員は、この法律により授与する各相当の免許状を有する者でなければならない。

2～4（略）

○専修学校設置基準（抄）

第十九条 専修学校の高等課程の教員は、次の各号の一に該当する者でその担当する教育に関し、専門的な知識、技術、技能等を有するものでなければならない。

一 前条各号の一に該当する者

二 専修学校の専門課程を修了した後、学校、研究所等においてその担当する教育に関する教育、研究又は技術に関する業務に従事した者であつて、当該専門課程の修業年限と当該業務に従事した期間とを通算して四年以上となる者

三 短期大学士の学位又は準学士の称号を有する者で、二年以上、学校、研究所等においてその担当する教育に関する教育、研究又は技術に関する業務に従事した者

四 学士の学位を有する者

五 その他前各号に掲げる者と同等以上の能力があると認められる者

### (2) 基準のイメージ

○ 専修学校設置基準中の高等課程の教員の資格（専修学校設置基準第19条第1号～第4号）を満たす者

○ 専修学校設置基準第19条第5号を満たす者として、以下の各号の一に該当する者

① 各種学校で高等学校卒業程度以上を入学資格とするものを卒業した後、関連業務に従事した者で当該各種学校の修業年限と関連業務従事期間とを通算して4年以上となる者

② 外国の学校、旧制の学校又はその他の法律に基づく学校、専修学校若しくは各種学校に準ずる教育施設等を卒業した者であつて、第19条第2号から第4号までの規定の各号に相当する修業年限、業務従事期間又は資格を有する者

③ その担当する教育に関し、法令に基づく大学卒業程度の免許若しくは資格等を取得した者又は短期大学卒業程度の免許若しくは資格等を取得した者で取得後2年以上関連業務に従事した者若しくは、高等学校卒業程度の免許若しくは資格等を取得した者で取得後4年以上関連業務に従事した者

④ 大学、短期大学又は高等専門学校の助手の資格のある者

### (3) 考え方

専修学校高等課程の教員に求められている資格と同程度の基準（専修学校設置基準第19条）を設ける。

第5号について、専修学校設置基準に第5号を規定した際に、施行通達上当該号について該当する者として認められると例示した者のうち、想定され得る者について、今回の基準上明示することはどうか。

職業教育を主要な目的とする専修学校について求めている教員の質に関する基準に加えて、例えば大学の教育学部において通常履修が想定されるような科目の履修といった、普通教育を教える教員に求めるものが必要かどうか。例えば、以下の規定。

- 教員は、各種学校など卒業した学校において、教職の意義等や、教育の基礎理論、教育課程及び指導法、生徒指導、生徒相談及び進路指導等に関する専門的教育を受けていること。

### (4) 参考

○学校教育法の一部を改正する法律等の施行について（昭和51年1月23日文科事務次官通達）（抄）（括弧内の注は通達にはない文言である）

#### 第5 設置基準の概要

#### 4 教員に関する事項

#### (2) 教員の資格

#### イ 高等課程の教員の資格

高等課程の教員は、専門課程修了後、学校、研究所等において関連業務に従事したもので当該課程の修業年限と関連業務従事期間とを通算して4年以上となる者等を第12条（注：現第19条）第1号から第4号までに規定したほか、これらと同等以上の能力があると認められる者を第5号に規定したこと。この第5号の同等以上の能力があると認められる者は次のような者であること。

(7) 上記アの(7)（注：※1参照）に相当する者で、当該期間が4年以上となる者

(イ) その担当する教育に関し、法令に基づく大学卒業程度の免許若しくは資格等を取得した者又は短期大学卒業程度の免許若しくは資格等を取得した者で取得後2年以上関連業務に従事した者若しくは、高等学校卒業程度の免許若しくは資格等を取得した者で取得後4年以上関連業務に従事した者

(ウ) 上記アの(ウ)（注：※2参照）に相当する者で、当該期間が7年以上となる者

(エ) 外国の学校、旧制の学校又はその他の法律に基づく学校、専修学校若しくは各種学校に準ずる教育施設等を卒業した者であつて、第12条第2号から第4号までの規定の各号に相当する修業年限、業務従事期間又は資格を有する者

(オ) 大学、短期大学又は高等専門学校の助手の資格のある者

#### ※1 ア 専門課程の教員の資格

(7) 従来の各種学校で高等学校卒業程度以上を入学資格とするものを卒業した後、関連業務に従事した者で当該各種学校の修業年限と関連業務従事期間とを通算して6年以上となる者

※2 (ウ) 理容、美容の実技その他実際的な技術又は技能の習得を主とする分野の教員については、次に掲げるものであつて当該技術又は技能に秀でた者

- ( i ) 上記 (イ) の高等学校卒業程度以上の免許又は資格等以外の法令に基づく免許又は資格等 (当該免許又は資格等に関し、上級の者がある場合には、上級のものに限る。) を取得した者であつて、当該免許又は資格等を取得後、9年以上関連業務に従事した者
- ( ii ) 専修学校又は各種学校を卒業した後当該修業年限と関連業務従事期間とを通算して9年以上となる者

### 3. 教育課程・教育水準

#### (1) 高等学校、専修学校の設置基準等の関係規定

##### ○高等学校設置基準（抄）

高等学校設置基準…規定なし。

##### 学校教育法施行規則（抄）

第八十三条 高等学校の教育課程は、別表第三に定める各教科に属する科目、総合的な学習の時間及び特別活動によつて編成するものとする。（別表省略）

第八十四条 高等学校の教育課程については、この章に定めるもののほか、教育課程の基準として文部科学大臣が別に公示する高等学校学習指導要領によるものとする。

##### ○専修学校設置基準

###### （授業時数）

第五条 専修学校の授業時数は、学科ごとに、一年間にわたり八百時間以上とする。

###### 2（略）

###### （授業科目）

第八条 専修学校の高等課程においては、中学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて専修学校の教育を施すにふさわしい授業科目を開設しなければならない。

###### 2～4（略）

#### (2) 基準のイメージ

○ 授業時数は、学科ごとに、一年間にわたり800時間以上とする。

○ 中学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて、高度の普通教育に類する教育を施していること。

#### (3) 考え方

専修学校高等課程と同程度の基準（専修学校設置基準第5条、第8条）を設ける。

なお、専修学校の授業時数を800時間以上としている内訳は、概ね1日4時間、週5日とし、週あたり20時間程度で年間40週程度の授業が行われることを想定して定めたものである。（文部省専修学校法令研究会編著「専修学校・各種学校実務ハンドブック」より引用）

2つ目の基準については、この規定に基づき、審査の際、教育課程、授業時数、検定試験・資格の取得状況、卒業生の進路・進学先の状況等を確認し、教育水準、則ち、審査対象となっている学校において行われる教育が中学校レベル以上の教育を行っているかどうかという点、高等学校の普通教育と同様の幅広い教育内容が行われるかどうかという点を判断してはどうか。

教育課程・教育水準を担保するための組織上の基準を設けるかどうか。

#### (4) 参考

##### ○東京都私立専修学校設置認可取扱内規（抄）

第3 専修学校の高等課程においては、中学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて、おおむね10分の1程度の一般的教養のための授業科目を開設するものとする。

#### 4. 施設設備

##### (1) 高等学校、専修学校の設置基準等の関係規定

###### ○高等学校設置基準（抄）

###### (一般的基準)

第十二条 高等学校の施設及び設備は、指導上、保健衛生上、安全上及び管理上適切なものでなければならない。

###### (校舎の面積)

第十三条 校舎の面積は、法令に特別の定めがある場合を除き、全日制の課程若しくは定時制の課程の別又は学科の種類にかかわらず、次の表に定める面積以上とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。(表省略)

###### (運動場の面積)

第十四条 運動場の面積は、全日制の課程若しくは定時制の課程の別又は収容定員にかかわらず、八、四〇〇平方メートル以上とする。ただし、体育館等の屋内運動施設を備えている場合その他の教育上支障がない場合は、この限りでない。

###### (校舎に備えるべき施設)

第十五条 校舎には、少なくとも次に掲げる施設を備えるものとする。

- 一 教室（普通教室、特別教室等とする。）
- 二 図書室、保健室
- 三 職員室

2 校舎には、前項に掲げる施設のほか、必要に応じて、専門教育を施すための施設を備えるものとする。

###### (その他の施設)

第十六条 高等学校には、校舎及び運動場のほか、体育館を備えるものとする。ただし、地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。

###### (校具及び教具)

第十七条 高等学校には、学科の種類、生徒数等に応じ、指導上、保健衛生上及び安全上必要な種類及び数の校具及び教具を備えなければならない。

2 前項の校具及び教具は、常に改善し、補充しなければならない。

###### ○専修学校設置基準（抄）

###### (校地等)

第二十二条 専修学校は、次条に定める校舎等を保有するに必要な面積の校地を備えなければならない。

2 専修学校は、前項の校地のほか、目的に応じ、運動場その他必要な施設の用地を備えなければならない。

###### (校舎等)

第二十三条 専修学校の校舎には、目的、生徒数又は課程に応じ、教室（講義室、演習室、実習室等とする。）、教員室、事務室その他必要な附帯施設を備えなければならない。

2 専修学校の校舎には、前項の施設のほか、なるべく図書室、保健室、教員研究室等を備えるものとする。

3 専修学校は、目的に応じ、実習場その他の必要な施設を確保しなければならない。

###### (校舎の面積)

第二十四条 専修学校の校舎の面積は、次の各号に定める面積以上とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。



一 一の課程のみを置く専修学校で当該課程に一の分野についてのみ学科を置くものにあつては、別表第二イの表により算定した面積

二 (略)  
(設備)

第二十五条 専修学校は、目的、生徒数又は課程に応じ、必要な種類及び数の機械、器具、標本、図書その他の設備を備えなければならない。

## 別表第二

### イ 基準校舎面積の表

課程の区分	学科の属する分野の区分	学科の属する分野ごとの総定員の区分	面積 (平方メートル)
高等課程又は専門課程	工業関係、農業関係、医療関係、衛生関係又は教育・社会福祉関係	40人まで	260
	商業実務関係、服飾・家政関係又は文化・教養関係	41人以上	$260 + 3.0 \times (\text{生徒総定員} - 40)$
		40人まで	200
	41人以上	$200 + 2.5 \times (\text{生徒総定員} - 40)$	
一般課程	(略)	(略)	(略)

### (2) 基準のイメージ

- 校舎等を保有するに必要な面積の校地を備えなければならない。この校地のほか、目的に応じ、運動場その他必要な施設の用地を備えなければならない。
- 校舎には、目的、生徒数又は課程に応じ、教室、教員室、事務室その他必要な附帯施設を備えなければならない。校舎には、この施設のほか、なるべく図書室、保健室、教員研究室等を備えるものとする。
- 校舎の面積は、次に定める面積以上とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。  

生徒総定員 40人まで	200㎡
41人以上	$200 + 2.5 \times (\text{生徒総定員} - 40) \text{㎡}$
- 目的、生徒数又は課程に応じ、必要な種類及び数の機械、器具、標本、図書その他の設備を備えなければならない。

### (3) 考え方

専修学校高等課程と同程度の基準（専修学校設置基準第22条～第25条、別表第2）を設ける。なお、専修学校設置基準第23条第1項において、「教室」についての例示として、「(講義室、演習室、実習室等とする。)」との規定があるが、職業教育を中心とする専修学校に関する規程であり、「高等学校の課程に類する課程」を置く学校として満たすべき基準としては必要ないのではないか。

校舎面積については、教員の数の基準と同様に、別表第二イの「高等課程又は専門課程」の「商業実務関係、服飾・家政関係又は文化・教養関係」に適用される基準と同程度としてはどうか。

## 5. 学校運営

### (1) 高等学校、専修学校の設置基準等の関係規定

#### ○私立学校法（抄）

（資産）

第二十五条 学校法人は、その設置する私立学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金並びにその設置する私立学校の経営に必要な財産を有しなければならない。

2（略）

（財産目録等の備付け及び閲覧）

第四十七条 学校法人は、毎会計年度終了後二月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書を作成しなければならない。

2 学校法人は、前項の書類及び第三十七条第三項第三号の監査報告書（第六十六条第四号において「財産目録等」という。）を各事務所に備えて置き、当該学校法人の設置する私立学校に在学する者その他の利害関係人から請求があつた場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

#### ○学校教育法施行規則（抄）

第六十六条 小学校は、当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について、自ら評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の評価を行うに当たっては、小学校は、その実情に応じ、適切な項目を設定して行うものとする。

第六十七条 小学校は、前条第一項の規定による評価の結果を踏まえた当該小学校の児童の保護者その他の当該小学校の関係者（当該小学校の職員を除く。）による評価を行い、その結果を公表するよう努めるものとする。

第六十八条 小学校は、第六十六条第一項の規定による評価の結果及び前条の規定により評価を行つた場合はその結果を、当該小学校の設置者に報告するものとする。

第一百八十九条 （略）第六十六条から第六十八条までの規定は専修学校について（略）、それぞれ準用する。（略）

#### ○学校教育法（抄）

第四十三条 小学校は、当該小学校に関する保護者及び地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を積極的に提供するものとする。

第一百三十三条 （略）第四十二条から第四十四条までの規定は専修学校に、第一百五十五条の規定は専門課程を置く専修学校に準用する。（略）

②（略）

### (2) 基準のイメージ

○ 管理及び経営の方法が適切であること。

### (3) 考え方

高等学校設置基準、専修学校高等課程、各種学校規程に特段の規程はない。なお、私立学校法においては、必要な施設・設備、資金、経営に必要な財産を有しなければならない旨の規定、財産目録等の備付け及び閲覧の規定はある。

この事項に基づき、法令上求められている管理及び経営に係る規定の確実な

実施を求めてはどうか。

具体的には、私立学校法に基づく財産目録等の作成・備付け等、学校教育法施行規則に基づく学校の自己点検・評価の実施と公表、学校教育法に基づく積極的な情報提供について、実施の実質化を図ること、就学支援金の管理の適正といったことを求めてはどうか。

## 6. 審査の体制、方法等について

### (1) 体制

省令（ハ）に関する審査対象校について、対象校や関係都道府県に対して、任意の資料提供を依頼し、その資料を基に、教育に関し専門的知見を有する第三者によって構成された会議において審査を行い、対象とするかどうかについて意見を取りまとめてはどうか。なお、省令（イ）、（ロ）については、文部科学大臣の認定のための確認手続きとしてそれぞれの学校、都道府県等に任意の資料提供、照会を行った。

今後、各種学校の認可を受けた外国人学校が新たに設置された場合にも、上記と同様にしてはどうか。

### (2) 審査方法

(1)により収集された資料による書面審査を行ってはどうか。審査対象校を訪問し、当該学校の様子を確認する必要があるかどうか。

対象校に提供依頼を行う資料は以下のようなものでよいか。

#### 【審査資料】

- ①学校の概要
- ②学則
- ③学級編制表
- ④施設の状況
- ⑤設備の状況
- ⑥教職員編制表
- ⑦常勤教員の略歴
- ⑧財産目録（過去3年分）、貸借対照表（同左）、収支計算書（同左）、事業報告書（同左）、監査報告書（同上）
- ⑨学校法人の寄附行為
- ⑩学校法人の理事、評議員の名簿（役職名、氏名、職名）
- ⑪理事会、評議員会の開催状況
- ⑫学校点検・評価の状況

#### 【参考資料】

- ・学校の時間割表、年間指導計画
- ・部活動の状況、生徒の各種資格取得の状況、卒業生の進路・進学状況
- ・学校パンフレット、生徒募集要項など、学校のことが分かる既存の資料

### (3) 認定後の学校状況の確認

認定後は、省令（イ）～（ハ）を通じ、文部科学省が適宜都道府県から情報提供を得るとともに、文部科学省が認定の学校等から3年ごとに情報提供を受け、「高等学校の課程に類する課程」を置く学校であることを確認してはどうか。

## 高等専修学校における情報公開の推進について(案)

〔平成22年7月1日  
全国高等専修学校協会  
制度改善研究委員会決定〕

- 高等専修学校は、高等学校と並ぶもう1つの後期中等教育機関として、高等学校にはない実践的な職業教育を通じ、多様な子ども・若者たちのさまざまな教育ニーズにいち早く対応してきました。その現状を見れば、中学校卒業時点ですでに自らの職業的方向性を見出した意欲ある生徒から、不登校・中途退学等を経験し学び直しを希望する生徒、さらには特別支援教育を必要とする生徒まで、一人一人に応じたきめ細かな指導を通じ、これら生徒たちの社会的・職業的自立を支援しています。
- 高等専修学校が果たしてきたこれらの役割については、広く社会に対しても積極的にアピールを行い、理解を深めていくことが重要です。また、地域・社会の一員として、保護者や地域住民、企業関係者等との対話を進め、これらの人々の要請を踏まえつつ、不断の改善・充実を図っていくことは、我々高等専修学校の教育に携わる者に課された責務でもあると考えます。
- さらに、平成22年度より施行された新しい「高等学校等就学支援金」の制度では、高等専修学校の生徒にも、高等学校と同様、就学支援金が支給されることとなりました。このことは、高等専修学校が、中学校卒業後等の進路における重要な選択肢の1つとして制度的にも位置付けられたことを意味すると同時に、高等専修学校に対し、公的な教育機関としての説明責任を、より強く求めることとなるものでもあります。
- 以上を踏まえ、高等専修学校では、今後、その社会的責務を十分認識し、教育活動の状況をはじめ、学校の運営状況に関する一層の情報公開を進めていくことが必要となります。このため、制度改善研究委員会では、このたび、高等専修学校における情報公開の取組について、目指すべき目標を、次のように「申し合わせ(案)」として示すこととしました。
- 全国高等専修学校協会としては、今後、文部科学省における中央教育審議会キャリア教育・職業教育特別部会の審議や「専修学校教育の振興方策等に関する調査研究」の動向等にも留意しながら、会員校全体の総意としての「申し合わせ」の取りまとめに向け、協議を進めていきたいと思っております。

**高等専修学校における情報公開の推進について**  
**<申し合わせ(案)>**

**【提供する情報の内容例】**

- 各高等専修学校は、その教育活動等に関し、家庭・地域・社会の理解を促進するとともに、進学希望者の適切な進路選択に資するよう、例えば、以下のような内容についての必要な情報を、積極的に提供するものとする。

**(1) 目標及び計画**

- 学校の教育目標、経営方針
- 指導計画  
など

**(2) 学校の概要**

- 校長名、連絡先、所在地
- 学科等
  - ・設置する課程・学科(コース)の名称
  - ・各学科等の定員数、入学者数、在学者数、卒業生数
- 教職員
  - ・教職員の組織(教職員の数(職名別等)、校務分掌等)、研修・研究活動
  - ・各教員の担当科目・担当学年、所持資格等
- 学校の沿革
- 学校の特色
  - ・学校行事、部活動・放課後活動、生徒会活動等
  - ・家庭・地域・企業等との連携による取組等
- 施設・設備、学習環境
- 学則  
など

**(3) 学習指導**

- 課程・学科(コース)ごとのカリキュラム
  - ・科目編成、授業時数、時間割等
  - ・使用する教材等
  - ・学習の成果として取得を目指す資格、合格を目指す検定等
- 進級・卒業の要件等
  - ・成績評価基準、卒業・修了の認定基準  
など

**(4) 生徒指導・生活指導**

- 指導の方針・基準
- 生徒・生活指導上の諸問題及びそれに対する学校の対処や指導の状況等の実態  
など

#### (5) 進路指導・キャリア教育

- 卒業後の進路
  - ・進学者数・主な進学先(学校種別)、就職者数・主な就職先(分野別)
  - ・資格取得・検定合格等の状況
- 進路指導・キャリア教育の取組に関する情報

など

#### (6) 学校の財務状況に関する情報

#### (7) 安全管理・保健管理

- 学校安全計画、学校保健計画
- 心のケアの体制整備等に関する情報

など

#### (8) 学校評価に関する情報

- 自己評価、学校関係者評価の結果
- 評価結果を踏まえた課題、改善方策

#### (9) 入学者選抜、生徒納付金・就学支援に関する情報

- 入学者選抜
  - ・入学者の受入方針、選抜の方法等
- 生徒納付金
  - ・金額、納入時期
- 就学支援
  - ・就学支援金、授業料減免措置、奨学金などの案内
  - ・寮など厚生施設の案内

など

#### 【情報提供の方法】

- 各学校は、学校だより・学年だより・学級だより等を通じて、日頃から家庭や地域に対する情報提供を積極的に行うものとする。
- さらに、各学校のホームページにおいて公表するなど、広く社会に向けた発信がなされるよう、誰もが比較的容易にアクセスすることが可能な方法により情報提供を行うことが望ましい。
- なお、情報提供に当たっては、個人情報適切な取扱いや、公正な情報の表示等について、十分留意する。



# 学校評価ガイドライン

〔改訂〕



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION,  
CULTURE, SPORTS,  
SCIENCE AND TECHNOLOGY·JAPAN

[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/gakko-hyoka/index.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/gakko-hyoka/index.htm)

平成20年1月31日



### 3. 積極的な情報提供

#### 情報提供の必要性と期待される効果

- 学校評価の結果はもとより、学校に関する基礎的情報を含む必要な情報がわかりやすく示され、その学校がどのような学校であり、どのような状況にあるのかなど、学校全体の状況が把握できるような情報が提供されていることが、保護者等が的確な学校関係者評価を行うなど学校の諸活動に参画していく上で重要である。
- 併せて、学校の立場から見たときに、学校の情報の提供は自らの良さや努力、また取り組みたいと考えている事柄を外に向かってアピールし、あるいは抱えている課題を率直に広く示すことにより、保護者や地域住民等の理解や支援を得ることが出来る絶好の機会となる。

#### 情報提供に関する規定

- 情報提供について、学校教育法に次のように規定されている。

#### ○学校教育法

第43条 小学校は、当該小学校に関する保護者及び地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を積極的に提供するものとする。

※幼稚園、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校等にもそれぞれ準用。

#### 情報提供の在り方

- 提供する情報については、各学校が判断すべきことであるが、各学校において情報提供に取り組む際の参考として、提供する情報の例を巻末に【参考3】として掲載する。
- 各学校は、その様々な取組や努力など学校に関する情報を、随時、授業参観など学校公開を実施したり、学校便り・学年便り・学級便り等を通じて、保護者等に日常的かつ積極的に提供する。  
さらに、授業などへの外部人材の活用や「学校支援ボランティア」の取組など、学校と家庭・地域が一体となった取組を進めることにより、人の交流を通じた情報の提供・共有が促される。このように日頃から学校を開かれたものとするための努力が、広く家庭・地域からの理解や共感・協力を得るきっかけになることが期待できる。
- 情報提供に当たっては、児童生徒、保護者、地域住民など、想定している対象に合わせてその内容や方法を工夫する。
- 各学校は、児童生徒や保護者、地域住民に対する調査などを通じて、保護者や地域住民が求める情報の内容を把握し、それに応じた情報を提供することが望まれる。

**ホームページを活用した情報提供**

- 情報提供は、広く一般市民が必要な情報を得られるようにすることが重要であり、その際、特に学校のホームページは、
  - ・誰もが比較的容易にアクセスできることから、その学校への転校を検討している保護者など、幅広い人々に対して情報を提供することが可能となる
  - ・大量の情報を一度に提供できることから、人々の多様な関心に対応することができるといった特徴があり、積極的に利用することが望まれる。  
また、ホームページのアドレスや電子メールのアドレスの外部への公表に当たっては、掲載する情報が古くならないよう適宜ホームページを更新したり、日頃から電子メールの受信の有無を確認できるような体制を整備することが重要である。

**情報提供に当たっての留意事項**

- 学校評価の結果の報告書や学校運営に関する情報を公表・提供する際には、児童生徒の個人情報の保護に留意する。小規模校においては、特に留意することが必要である。
- 学校で問題が起きた場合、正確な情報提供がなされない中で、風評によって学校が信頼を失う恐れもあることから、このような場合には、学校の状況についての正確な情報提供を行うことによって、保護者や地域住民の信頼を得ることが期待される。
- 帰宅時間、通学路等に関する詳細な情報の提供については、児童生徒等の安全を確保するため、方法、内容及び提供範囲に注意を払うことが必要である。
- 学校の序列化や過度の競争といった弊害が生じないように、設置者においては情報提供に当たり十分に配慮する必要がある。例えば、設置者が、各学校の状況や特殊性を考慮せずに、学力調査の結果等をもとに学校の単純な順位付けを行うようなことは、望ましくない。

## 【参考3】

### 〔提供する情報の例〕

- これらは例示であり、どのような情報を提供すべきかは、情報提供先として想定している対象に合わせてその内容や方法について工夫することが必要である。

#### ① 目標及び計画

【例】・ 学校教育目標

- ・ 短(中)期の具体的な目標
- ・ 学校経営方針・計画、教育課程、指導計画、学校保健計画、学校安全計画、研修計画、施設設備の整備や予算に関する計画等の各種具体的計画

#### ② 学校の概要

【例】・ 校長名、住所、電話番号、周辺案内図、通学区域（校区）、電子メールアドレス、ホームページアドレス

- ・ 学級数、児童生徒数
- ・ 学校の沿革
- ・ 学校の特色
- ・ 校則
- ・ 学校施設・設備、校舎面積や、それらの活用状況
- ・ 学校行事の内容
- ・ 児童会・生徒会活動の内容
- ・ 部活動の内容
- ・ 教職員の担当学年、担当教科、校務分掌、授業の持ち時間数、所持免許状の種類
- ・ 研修・校内研究に関する情報

#### ③ 学習指導

【例】・ 授業時数、時間割、総合的な学習の時間の内容その他の教科・領域等の教育に関する情報

- ・ 教科書、主な補助教材
- ・ 学校図書館等の整備・活用状況

#### ④ 児童生徒(生徒指導・進路指導等)

【例】・ 児童生徒の出席率

- ・ 生徒指導上の諸問題及びそれに対する学校の対処や指導の状況等の実態
- ・ 学校選択における入学者の決定方法等の詳細
- ・ 転入、転出児童生徒数
- ・ 児童生徒の進路の状況、キャリア教育に関する情報

**⑤ 安全管理・保健管理**

- 【例】・ 保健安全、防犯対策、防災対策に関する情報
- ・ 健康診断、心のケアの体制整備に関する情報

**⑥ 学校の財務**

- 【例】・ 学校の予算執行状況
- ・ 公金や学校徴収金の管理状況

**⑦ 保護者や地域住民等との連携**

- 【例】・ 学校評議員、学校運営協議会等の設置状況
- ・ P T Aの情報
  - ・ 家庭・地域や他の学校との連携状況
  - ・ 学校公開・学校開放の状況
  - ・ 学校支援ボランティアの導入状況

**⑧ 学校評価に関する情報**

- 【例】・ 学校評価の結果及びそれを踏まえた今後の改善方策（児童生徒・保護者等に対するアンケートの結果、学校の課題、改善方策等を含む）

## 朝鮮大学校、朝鮮高級学校における教員の質の確保について

## (1) 養成について

朝鮮大学校の主な目的の一つが、初中高級学校の指導者の育成である。このため、教育学部を含めほとんどの学部（政治経済学部、経営学部を除く）において、教育学、心理学、教科の教授法、教育実習など教育関係の科目が必修となっている。朝鮮大学校での卒業試験の合格により、朝鮮学校の教員になれる資格を得る。（以上、朝鮮大学校から聞き取り）

教育職員免許法上の高等学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合の最低修得単位数と朝鮮大学校における教職に関する科目の修得の比較（外国語学部英語学科の例）は、以下のとおりである。

免許法施行規則に定める科目区分等		朝鮮大学校の開設授業科目	
科目	免許法施行規則に定める科目区分等	授業科目	単位数 必修
教職の意義等に関する科目	・教職の意義及び教員の役割 ・教員の職務内容(研修、含む及び身分保障等を含む。) ・進路選択に資する機会の提供等		
教育の基礎理論に関する科目	・教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	教育学	4
	・幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程(障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。)	心理学	4
教育課程及び指導法に関する科目	・教育に関する社会的、制度的又は経営的事項		
	・教育課程の意義及び編成の方法		
	・各教科の指導法	英語教育学 英語教育学演習Ⅰ 英語教育学演習Ⅱ	4 2 2
	・道徳の指導法 ・特別活動の指導法 ・教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)		
生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	・生徒指導の理論及び方法		
	・進路指導の理論及び方法 ・教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法		
教育実習		教育実習	4
教職実践演習			
合計		合計	20

## (2) 採用（以下、朝鮮高級学校から聞き取り）

## ○ 2段階の選抜過程

- ①朝鮮大学校が、生徒を成績や面談の結果などを考慮し選抜し、朝鮮学校へ提示。
- ②学校による面接選考。

## (3) 研修

- 研究大会を、ブロック別と全国大会を隔年で実施し、論文発表、分科会ごとの授業研究発表等を実施。
- 夏休み期間中、朝鮮大学校での教科別の講習への参加。
- 教員相互で授業診断を行い、授業評価を実施。
- 採用してから2～3年間は、初任研修期間。ベテランの教員や教頭が指導者となり、授業案・実務的な文書の作成方法などを指導。
- 公立教員と交流し、講習会の実施や研究会に参加。

## 今後の開催予定

第1回 5月26日(水) 15:30~17:30

第2回 6月30日(水) 15:30~17:30

第3回 7月16日(金) 15:30~17:30

第4回 7月26日(月) 15:00~17:00

# 高等学校等就学支援金の支給に関する検討会議 (第4回) 会議次第

1. 日時： 平成22年7月26日(月)  
15:00~17:00

2. 議題：

(1) 高等学校の課程に類する課程を置く外国人学校の指定に関する基準等について(骨子)(案)

(2) その他

3. 配付資料

資料1 高等学校の課程に類する課程を置く外国人学校の指定に関する基準等について(骨子)(案)

資料2 「学校評価ガイドライン(平成22年改訂)」(平成22年7月20日文部科学省)(抄)

資料3 今後の開催日程

参考資料：朝鮮高級学校訪問先①

## 高等学校の課程に類する課程を置く外国人学校の 指定に関する基準等について（骨子）（案）

### I 基準

#### 1. 基準の基本的考え方

- 省令第1条第1号において、「高等学校の課程に類する課程を置くもの」として、「専修学校高等課程」を規定。  
これは、学校教育法の体系上、「専修学校高等課程」が、中学校における教育の基礎の上に教育を行うことが制度上担保されており、「高等学校の課程に類する課程を置くもの」と認められるため。
- したがって、各種学校のうち外国人学校についても、「高等学校の課程に類する課程を置くもの」に該当するかどうかを判断する基準は、「専修学校高等課程」との均衡を図る観点から、原則として「専修学校高等課程」に求められている水準が基本。
- 一方、各種学校は、入学資格は特に限定はなく、修業年限が原則1年以上、年間授業時数は680時間以上であるが、簡易な技術・技芸等の課程では3ヶ月以上1年未満とする例外的な取扱いも認められていること、具体的な教育内容についての定めがないことなど、専修学校と比べても極めて多様。  
したがって、各種学校である外国人学校のうち「高等学校の課程に類する課程を置くもの」に求められる基準は、「専修学校高等課程」に求められる水準に加え、高等学校に求められている教育活動の水準も加味することが適当。

#### 2. 基準のポイント

##### （1）修業年限、教育課程及び教育水準

- 各種学校は、学校教育法第1条に掲げるもの以外のもので、学校教育に類する教育を行うことが目的。
- 各種学校の実態が多様であることを踏まえ、教育課程及び教育水準が高等学校で行われる教育に近いものに限り「高等学校の課程に類する課程」とすることが適当。



したがって、修業年限は原則3年以上で、教育課程及び教育水準は、中学校卒業程度を基礎として、高等学校の教育に類する教育、すなわち、体育、芸術等の科目を含む高度な普通教育に類する教育を施すにふさわしい授業科目の開設を求めることが適当。

- 各教科等における個々の具体的な教育の内容については、専修学校高等課程に係る設置基準において、各教科等に関する具体的な教育活動の内容に関して基準を設けていないことなどにかんがみ、高等学校の課程に類する課程であるかどうかの判断の基準とするものではない。
- 生徒の各種資格取得状況や卒業後の進路などを通じ、教育活動全体として高等学校に類する教育水準の確保について確認することも有効。

#### (2) 教員の資格

- 教員の資格は、「専修学校高等課程」に求められる水準を基本としつつ、(1)の教育課程の基準において、高度な普通教育に類する教育を求めていることを踏まえ、教員としての職務の実施に必要な専門的教育を受けていることを求めることが適当。

#### (3) 法令に基づく適正な学校の運営

- 各種学校の運営については、学校教育法、私立学校法などにおいて規定。就学支援金に係る文部科学大臣の指定を受ける各種学校については、これらの関係法令の諸規定の遵守は当然であり、「高等学校の課程に類する課程を置くもの」に求められる基準において、法令に基づく学校の運営の適正を改めて求めることが適当。

#### (4) 適正な学校の情報の提供及び公表

- 高等学校のみならず、各種学校も、現在、学校教育法、同法施行規則に基づく学校の自己評価・結果の公表や積極的な情報提供、私立学校法に基づく学校法人に関する財産目録等の備付け・閲覧などが必要。
- 説明責任を果たす観点から、「高等学校の課程に類する課程を置くもの」に求められる基準においても、学校の情報の提供及び公表が適正に行われていることを改めて求めることが適当。

### 3. 基準の項目

- 上述の基準の基本的考え方・基準のポイントに基づき、盛り込むべき基準の項目は、次頁のとおり。

## 基準の項目（案）

（教育課程等）

- 修業年限が原則として3年以上であること。
- 授業時数は、学科ごとに、一年間にわたり800時間以上であること。
- 一の授業科目について同時に授業を行う生徒数が40人以下であること。  
ただし、特別の事由があり、かつ、教育上の支障のない場合は、この限りでない。
- 中学校又はそれに準ずる学校等を卒業した者に対し、中学校又はそれに準ずる学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて、高度な普通教育に類する教育を施すにふさわしい授業科目を開設していること。

（教員）

- 置かなければならない教員の数は、次の表に定める生徒数の区分に応じ、それぞれ定める教員数以上であること。  
この教員の数の半数以上は、専任の教員（常勤の校長が教員を兼ねる場合にあっては、当該校長を含む。）でなければならない。ただし、専任の教員数は、3人を下ることができない。

生徒数の区分	教員数
80人まで	3
81人から200人まで	$3 + \frac{\text{生徒数} - 80}{40}$
201人から400人まで	$6 + \frac{\text{生徒数} - 200}{50}$
401人以上	$10 + \frac{\text{生徒数} - 400}{60}$

- 教員は、次のいずれかに該当する者であって、教職に関する専門的教育を受け、その担当する教育に関し、専門的な知識等を有する者であること。
  - 一 専修学校設置基準第19条第1号から第4号の規定のいずれかに該当する者
  - 二 専修学校設置基準第19条第5号の規定に該当する者として、次のいずれかに該当する者
    - （イ） 各種学校で高等学校卒業程度以上を入学資格とするものを卒業した後、関連業務に従事した者で当該各種学校の修業年限と関連業務従事期間とを通算して4年以上となる者
    - （ロ） 外国の学校、学校教育法以外の法律に基づく教育施設、又は設備

- 及び編成に関して専修学校若しくは各種学校に準ずる教育施設等を卒業した者で、専修学校設置基準第19条第2号から第4号までの規定の各号に相当する修業年限、業務従事期間又は資格を有する者
- (ハ) その担当する教育に関し、法令に基づく大学卒業程度の免許若しくは資格等を取得した者又は短期大学卒業程度の免許若しくは資格等を取得した者で取得後2年以上関連業務に従事した者若しくは、高等学校卒業程度の免許若しくは資格等を取得した者で取得後4年以上関連業務に従事した者
- (二) 大学、短期大学又は高等専門学校の助手の資格のある者

(施設・設備)

- 校舎等を保有するに必要な面積の校地を備えていること。この校地のほか、目的に応じ、運動場その他必要な施設の用地を備えていること。
- 校舎には、目的、生徒数又は課程に応じ、教室、教員室、事務室その他必要な附帯施設を備えていること。校舎には、この施設のほか、なるべく図書室、保健室等を備えるものとする。
- 校舎の面積は、次の表に定める生徒数の区分に応じ、それぞれ定める面積以上であること。ただし、地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。

生徒数の区分	面積（平方メートル）
40人まで	200
41人以上	$200 + 2.5 \times (\text{生徒数} - 40)$

- 目的、生徒数又は課程に応じ、必要な種類及び数の機械、器具、標本、図書その他の設備を備えていること。

(運営及び情報提供)

- 学校教育法施行規則第190条で準用する第66条第1項の規定による自己評価及び結果の公表、学校教育法第134条第2項で準用する第43条の積極的な情報提供、私立学校法第64条第5項で準用する第47条第1項及び第2項の規定による財産目録等の備付け及び閲覧など、学校及び当該学校の設置者に関する情報の提供及び公表が適正に行われていること。
- 就学支援金の管理その他の法令に基づく学校の運営が適正に行われていること。

## Ⅱ 留意事項

- 前頁までの基準は、指定に当たり現段階でその要件を満たすとともに、今後も維持されることが必要。  
これに加え、「高等学校の課程に類する課程を置くもの」として指定を受けた外国人学校が、それぞれの水準の維持向上や社会的責任を果たすため、以下の事項について、省令（イ）～（ハ）の規定に基づき指定されたすべての外国人学校に対し、その実施を求めることが適当。

### 1. 学校の情報提供

- 小中、高等学校については、「学校評価ガイドライン（平成22年改訂）」（平成22年7月20日文科科学省）において、「積極的な情報提供」についてのガイドラインがある。
- 専修学校については、高等課程における情報提供のあり方について、全国高等専修学校協会として、既に本年7月1日に「申し合わせ」（案）を作成。  
文科科学省生涯学習政策局の協力者会議において、来年3月までに、「専修学校高等課程」に関して取組の目安となる事項をガイドラインとして取りまとめる予定。
- 各種学校には、このようなガイドラインはないが、就学支援金に係る文科科学大臣の指定を受ける外国人学校については、説明責任をより一層果たす観点から、これらを踏まえ、教育課程、財務状況をはじめとする学校運営に関する積極的な情報提供を求める。

### 2. 教員の質の確保

- 教育の質の確保のためには、その中心的な担い手である教員の役割がきわめて大きいことから、教員の待遇の適正とともに、研修の充実等による教員の質の確保に努めることを求める。

### 3. 就学支援金の授業料への確実な充当

- 就学支援金は、学校への助成金ではなく、法令に定める学校へ就学する生徒の学習活動を支援するため、受給権者である生徒個人に対して支給されるもの。

学校は生徒の申請に基づき、就学支援金を代理受領し、生徒が支払うべき授業料の一部に充当するもの。

各学校においては、就学支援金が確実に生徒の授業料に充てられるようにするとともに、その原資が貴重な税金であることを踏まえ、経理の透明化を図ることを求める。

## Ⅲ 審査体制・手続等

### 1. 体制・手続

- 省令（イ）、（ロ）については、文部科学大臣の指定のための確認手続きとして、文部科学大臣から各学校、都道府県等に必要な資料提供を求めた。

省令（ハ）に関する審査対象校についても、対象校や関係都道府県に対し、必要な資料の提供を求め、その資料をもとに審査することが適当。

- 審査対象校等に審査資料として提供を求めることが適当であるものは、次頁のとおり。

- 外国人学校の指定については、外交上の配慮などにより判断すべきものではなく、教育上の観点から客観的に判断すべきものであるということが法案審議の過程で明らかにされた政府の統一見解。

このため、審査は、教育制度の専門家等の第三者が、専門的見地から客観的に行い、対象とするかどうかについて意見を取りまとめ、最終的には、文部科学大臣の権限と責任において指定することが適当。

### 2. 審査方法

- 審査は、「1.」により収集された資料により、原則として書面で行うことが適当。また、対象校を訪問し、その状況を確認することが適当。

### 【審査資料】

- ①学校の概要
- ②学則
- ③学級編制表
- ④年間指導計画
- ⑤施設の状況
- ⑥設備の状況
- ⑦教職員編制表
- ⑧常勤教員の略歴
- ⑨財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書、監査報告書
- ⑩設置者の寄附行為若しくは定款又はこれらに類する規約
- ⑪設置者の理事、評議員その他の役員の名簿（役職名、氏名、職名）
- ⑫理事会、評議員会その他の役員で構成される会議の開催状況
- ⑬学校点検・評価の状況、積極的な情報提供の状況、財産目録等の備付け及び閲覧の状況

### 【参考資料】

- ・学校の時間割表
- ・部活動の状況、生徒の各種資格取得の状況、卒業生の進路・進学状況
- ・学校パンフレット、生徒募集要項など、学校のことが分かる既存の資料

## IV フォローアップ

- 認定後は、省令（イ）～（ハ）に基づく全ての指定校につき、文部科学省が適宜都道府県から情報提供を得るとともに、指定校から3年ごとに（財務諸表は毎年度）情報提供を受け、「高等学校の課程に類する課程」であることを確認することが適当。その際、留意事項の実施状況も確認する。

# 学校評価ガイドライン

〔平成22年改訂〕



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION,  
CULTURE, SPORTS,  
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/gakko-hyoka/index.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/gakko-hyoka/index.htm)

平成22年7月20日

### 3. 積極的な情報提供

---

#### 情報提供の必要性と期待される効果

- 学校評価の結果はもとより、学校に関する基礎的情報を含む必要な情報がわかりやすく示され、その学校がどのような学校であり、どのような状況にあるのかなど、学校全体の状況が把握できるような情報が提供されていることが、保護者等が的確な学校関係者評価を行うなど学校の諸活動に参画していく上で重要である。
- 併せて、学校の立場から見たときに、学校の情報の提供は自らの良さや努力、また取り組みたいと考えている事柄を外に向かってアピールし、あるいは抱えている課題を率直に広く示すことにより、保護者や地域住民等の理解や支援を得ることができる絶好の機会となる。

#### 情報提供に関する規定

- 情報提供について、学校教育法に次のように規定されている。

#### ○学校教育法

第43条 小学校は、当該小学校に関する保護者及び地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を積極的に提供するものとする。

※幼稚園、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校等にもそれぞれ準用。

#### 情報提供の在り方

- 提供する情報については、各学校が判断すべきことであるが、各学校において情報提供に取り組む際の参考として、提供する情報の例を巻末に【参考3】として掲載する。
- 各学校は、その様々な取組や努力など学校に関する情報を、随時、授業参観など学校公開を実施したり、学校便り、学年便り、学級便り等を通じて、保護者等に日常的かつ積極的に提供する。  
さらに、授業などへの外部人材の活用や「学校支援ボランティア」の取組など、学校と家庭、地域が一体となった取組を進めることにより、人の交流を通じた情報の提供、共有が促される。このように日頃から学校を開かれたものとするための努力が、広く家庭、地域からの理解、共感や協力を得るきっかけになることが期待できる。
- 情報提供に当たっては、児童生徒、保護者、地域住民など、想定している対象に合わせてその内容や方法を工夫する。
- 各学校は、児童生徒や保護者、地域住民に対する調査などを通じて、保護者や地域住民が求める情報の内容を把握し、それに応じた情報を提供することが望まれる。



- また、各学校は、学校運営に関する情報や資料を日常的・組織的に収集・整理し、学校評価や保護者等に対する情報提供等に積極的に活用することが重要である。学校運営に関する情報の体系的な整理と活用は、それ自体が組織的な学校運営や業務の効率化等に資するものでもある。
- そのためには、設置者が学校運営に関する情報の整理について統一的な方針を示すことや、ICTや学校事務の共同実施体制を活用するなどして、学校運営に関する情報を活用しやすいよう、統一的に整理していくことなども大切である。

#### ホームページを活用した情報提供

- 情報提供は、広く一般市民が必要な情報を得られるようにすることが重要であり、その際、特に学校のホームページは、
  - ・ 誰もが比較的容易にアクセスできることから、その学校への転校を検討している保護者など、幅広い人々に対して情報を提供することが可能となる
  - ・ 大量の情報を一度に提供できることから、人々の多様な関心に対応することができるという特徴があり、積極的に利用することが望まれる。また、ホームページや電子メールのアドレスの外部への公表に当たっては、掲載する情報が古くならないよう適宜ホームページを更新したり、日頃から電子メールの受信の有無を確認できるような体制を整備することが重要である。

#### 情報提供に当たっての留意事項

- 学校評価の結果の報告書や学校運営に関する情報を公表・提供する際には、児童生徒の個人情報の保護に留意する。
- 学校で問題が起きた場合、正確な情報提供がなされない中で、風評によって学校が信頼を失う恐れもあることから、このような場合には、学校の状況についての正確な情報提供を行うことによって、保護者や地域住民の信頼を得ることが期待される。
- 帰宅時間、通学路等に関する詳細な情報の提供については、児童生徒等の安全を確保するため、方法、内容及び提供範囲に注意を払うことが必要である。
- 学校の序列化や過度の競争といった弊害が生じないよう、設置者においては情報提供に当たり十分に配慮する必要がある。例えば、設置者が、各学校の状況や特殊性を考慮せずに、学力調査の結果等をもとに学校の単純な順位付けを行うようなことは、望ましくない。

## 【参考3】

### 〔提供する情報の例〕

- これらは例示であり、どのような情報を提供すべきかは、情報提供先として想定している対象に合わせてその内容や方法について工夫することが必要である。

#### ① 目標及び計画

##### 【例】・学校教育目標

- ・短(中)期の具体的な目標
- ・学校経営方針・計画、教育課程、指導計画、学校保健計画、学校安全計画、研修計画、施設設備の整備や予算に関する計画等の各種具体的計画

#### ② 学校の概要

##### 【例】・校長名、住所、電話番号、周辺案内図、通学区域（校区）、電子メールアドレス、ホームページアドレス

- ・学級数、児童生徒数
- ・学校の沿革
- ・学校の特色
- ・校則
- ・学校施設・設備、校舎面積や、それらの活用状況
- ・学校行事の内容
- ・児童会・生徒会活動の内容
- ・部活動の内容
- ・教職員の担当学年、担当教科、校務分掌、授業の持ち時間数、所持免許状の種類
- ・研修・校内研究に関する情報

#### ③ 学習指導

##### 【例】・授業時数、時間割、総合的な学習の時間の内容その他の教科・領域等の教育に関する情報

- ・教科書、主な補助教材
- ・学校図書館等の整備・活用状況

#### ④ 児童生徒(生徒指導・キャリア教育(進路指導)等)

##### 【例】・児童生徒の出席率

- ・生徒指導上の諸問題及びそれに対する学校の対処や指導の状況等の実態
- ・学校選択における入学者の決定方法等の詳細
- ・転入、転出児童生徒数
- ・児童生徒の進路の状況、キャリア教育に関する情報

⑤ 安全管理・保健管理

- 【例】・保健安全、防犯対策、防災対策に関する情報  
・健康診断、心のケアの体制整備に関する情報

⑥ 学校の財務

- 【例】・学校の予算執行状況  
・公金や学校徴収金の管理状況

⑦ 保護者や地域住民等との連携

- 【例】・学校評議員、学校運営協議会等の設置状況  
・PTAの情報  
・家庭・地域や他の学校との連携状況  
・学校公開・学校開放の状況  
・学校支援ボランティアの導入状況

⑧ 学校評価に関する情報

- 【例】・学校評価の結果及びそれを踏まえた今後の改善方策（児童生徒・保護者等に対するアンケートの結果、学校の課題、改善方策等を含む）

## 今後の開催予定

第1回 5月26日(水) 15:30~17:30

第2回 6月30日(水) 15:30~17:30

第3回 7月16日(金) 15:30~17:30

第4回 7月26日(月) 15:00~17:00

第5回 日時、未定(第4回場で調整)

(参考資料)

朝鮮高級学校訪問先①

**北海道朝鮮初中高級学校**(7月8日視察)

理科、朝鮮現代史、英語

職員室、体育館、美術室、理科室、音楽室、コンピュータ室、校庭

**茨城朝鮮初中高級学校**(7月7日視察)

朝鮮語、世界史、朝鮮史

職員室、体育館、美術室、理科室、音楽室、コンピュータ室、校庭

**神奈川朝鮮高級学校** (7月6日視察)

朝鮮語、数学、日本語、英語

美術室、理科室、音楽室、コンピュータ室、自主活動のための小会議室、大会議室、校庭

**愛知朝鮮中高級学校** (7月13日視察)

体育、音楽、数学、朝鮮語、社会

体育館、パソコン室、図書室、美術室、生徒会室、校庭

# 高等学校等就学支援金の支給に関する検討会議

## (第5回) 会議次第

1. 日時： 平成22年8月19日(木)  
15:00~17:00

2. 議題：

(1) 高等学校の課程に類する課程を置く外国人学校の指定に関する基準等について(報告)(案)

(2) その他

3. 配付資料

資料1 高等学校の課程に類する課程を置く外国人学校の指定に関する基準等について(報告)(案)

参考資料：朝鮮高級学校訪問先②

# 高等学校の課程に類する課程を置く 外国人学校の指定に関する基準等 について

(報告)

(案)

平成 22 年 8 月 〇 日

高等学校等就学支援金の支給に関する検討会議

高等学校の課程に類する課程を置く外国人学校の  
指定に関する基準等について  
(報告)

目 次

はじめに	3
<b>I 基準について</b>	<b>5</b>
1. 基準の基本的考え方	5
2. 基準のポイント	6
3. 基準の項目について	9
<b>II 留意事項について</b>	<b>13</b>
1. 学校の情報提供について	13
2. 教員の質の確保について	13
3. 就学支援金の授業料への確実な充当について	14
4. 社会の担い手として活躍できる人材育成に努めることについて	14
<b>III 審査体制・手続等について</b>	<b>15</b>
1. 体制・手続	15
2. 審査方法	15
<b>IV フォローアップについて</b>	<b>17</b>
おわりに	18



## はじめに

- 現在、高等学校等の進学率は約 98 %に達し、国民的な教育機関となっており、その教育の効果は広く社会に還元されている。このため、その費用については社会全体で支え、すべての意志ある者が安心して勉学に打ちこみ、自らの無限の可能性を開花させることのできる社会をつくっていく必要がある。
- 本年3月31日に成立し、4月1日から施行されている「公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律」（以下「法律」という。）は、まさにそのような社会の実現に向けた新たな一歩を踏み出すものである。
- 具体的には、この法律は、公立高等学校の授業料を原則徴収しないこととするとともに、私立高等学校等の生徒等に対して高等学校等就学支援金（以下「就学支援金」という。）を支給することとし、その費用を社会全体で負担して、一人ひとりの学びを社会全体が助け合い支えていこうとするものである。
- この就学支援金制度に係る私立高等学校等のうち、専修学校及び各種学校については、上記法律において、「高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定めるもの」とされ、「公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則」（以下、「省令」という。）において、専修学校の高等課程が規定された。  
また、省令において、各種学校については、いわゆる「外国人学校」のうち、
  - (イ) 我が国の高等学校に対応する本国の学校と同等の課程であると公的に認められるもの、
  - (ロ) 国際的に実績のある評価機関による客観的な認定を受けているもの、
  - (ハ) これらのほか、文部科学大臣が定めるところにより、高等学校の課程に類する課程を置くものと認められるものについて、文部科学大臣が指定したものを支給対象とすることが規定された。

(参考)

- 公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則（抄）

第一条 （略）各種学校のうち高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部

科学省令で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。

一 専修学校の高等課程

二 各種学校であつて、我が国に居住する外国人を専ら対象とするもののうち、次に掲げるもの

イ 高等学校に対応する外国の学校の課程と同等の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられたものであつて、文部科学大臣が指定したもの

ロ イに掲げるもののほか、その教育活動等について、文部科学大臣が指定する団体の認定を受けたものであつて、文部科学大臣が指定したもの

ハ イ及びロに掲げるもののほか、文部科学大臣が定めるところにより、高等学校の課程に類する課程を置くものと認められるものとして、文部科学大臣が指定したもの

○ 既に、上記省令（イ）、（ロ）の規定に基づき、去る4月30日付けで、文部科学省告示により、31校の指定が行われている。省令（ハ）は、省令（イ）や（ロ）の規定では判断し得ない外国人学校について、文部科学大臣の定めるところにより、「高等学校の課程に類する課程をおくもの」と認められるものを文部科学大臣が指定する規定である。

○ このことについて、去る5月26日、文部科学大臣の諮問機関として本検討会議が設置され、本検討会議に対して、上記省令（ハ）に関して、制度的、客観的な「高等学校の課程に類する課程」としての位置付けを担保し、高等学校等就学支援金の円滑な支給を行うために、文部科学大臣の指定に当たって必要な事項について検討の依頼があつた。具体的には、

（1）「高等学校の課程に類する課程」として満たすべき「基準」

（2）「高等学校の課程に類する課程」を審査する「体制」、「手続」、「方法」等

といった事項について検討を行うものである。

○ 本検討会議においては、この検討依頼を受け、5回の会議を開催し、検討を行ってきた。

○ この度、その検討結果がまとまったので、文部科学大臣に対して報告を行うものである。

## I 基準について

### 1. 基準の基本的考え方

- 省令第1条第1号において、「高等学校の課程に類する課程を置くもの」として、「専修学校高等課程」が定められている。これは、学校教育法の体系上、「専修学校高等課程」が、中学校における教育の基礎の上に教育を行うことが制度上担保されており、「高等学校の課程に類する課程を置くもの」と認められるからである。

(参考)

#### ○学校教育法（抄）

第二十五条 専修学校には、高等課程、専門課程又は一般課程を置く。

- ② 専修学校の高等課程においては、中学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者若しくは中等教育学校の前期課程を修了した者又は文部科学大臣の定めるところによりこれと同等以上の学力があると認められた者に対して、中学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて前条の教育を行うものとする。

③～④（略）

- したがって、各種学校のうち外国人学校についても、「高等学校の課程に類する課程を置くもの」に該当するかどうかを判断する基準は、「専修学校高等課程」との均衡を図る観点から、原則として「専修学校高等課程」に求められている水準を基本とすることが適当である。
- 一方で、各種学校は、入学資格は特に限定はなく、修業年限が原則1年以上で、年間授業時数は680時間以上とされているが、簡易な技術・技芸等の課程では3ヶ月以上1年未満とする例外的な取扱いも認められていること、具体的な教育内容についての定めがないことなどから、専修学校と比べても極めて多様な教育機関が各種学校として活動している。したがって、各種学校である外国人学校のうち「高等学校の課程に類する課程を置くもの」に求められる基準は、「専修学校高等課程」に求められる水準に加えて、高等学校に求められている教育活動の水準も加味しながら、「高等学校の課程に類する課程」を置くものとして限定が可能な基準となるよう、策定することが適当である。

## 2. 基準のポイント

### (1) 修業年限、教育課程及び教育水準について

- 各種学校の目的は、学校教育法において、学校教育法第1条に掲げるもの以外のもので、学校教育に類する教育を行うものとされている。

(参考)

#### ○学校教育法（抄）

第二百二十四条 第一条に掲げるもの以外の教育施設で、職業若しくは实际生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図ることを目的として次の各号に該当する組織的な教育を行うもの（当該教育を行うにつき他の法律に特別の規定があるもの及び我が国に居住する外国人を専ら対象とするものを除く。）は、専修学校とする。

第一百三十四条 第一条に掲げるもの以外のもので、学校教育に類する教育を行うもの（当該教育を行うにつき他の法律に特別の規定があるもの及び第二百二十四条に規定する専修学校の教育を行うものを除く。）は、各種学校とする。

- 各種学校の実態が多様であることを踏まえると、教育課程及び教育水準が高等学校で行われる教育に近いものに限り「高等学校の課程に類する課程」とすることが適当である。したがって、修業年限は原則として3年以上であることを求めるとともに、教育課程及び教育水準については、中学校卒業程度を基礎として、高等学校の教育に類する教育、すなわち、体育、芸術等の科目を含む高度な普通教育に類する教育を施すにふさわしい授業科目の開設を求めることが適当である。

(参考)

#### ○学校教育法（抄）

第五十条 高等学校は、中学校における教育の基礎の上に、心身の発達及び進路に応じて、高度な普通教育及び専門教育を施すことを目的とする。

- なお、各教科等における個々の具体的な教育の内容については、
  - ① 外国人学校についての省令（イ）及び（ロ）については、外国人学校が本国における正規の課程と同等の教育活動や国際的な評価機関が求める一定水準の独自の教育課程に基づく教育活動など多様な教育活動を行っており、その指定に当たっては、教育内容については判断の基準とせず、本国政府や国際的な評価機関の認定といった客観的・制度的な基準により指定していること

- ② 専修学校高等課程に係る設置基準においても、各教科等に関する具体的な教育活動の内容に関して基準を設けていないこと  
にかんがみれば、高等学校の課程に類する課程であるかどうかの判断の基準とするものではないものとする。

○また、生徒の各種資格取得状況や卒業後の進路などを通じて、教育活動全体として高等学校に類する教育水準が確保されているかどうかを確認することも有効であると考えられる。

## (2) 教員の資格について

- 教員の資格については、「専修学校高等課程」に求められる水準を基本としつつ、前項の教育課程の基準において、高度な普通教育に類する教育を求めていることを踏まえ、これを適切に実施できる資質を有していることが求められることから、教員としての職務を実施するために必要な専門的教育を受けていることを求めることが適当である。

(参考)

### ○専修学校設置基準（抄）

第十九条 専修学校の高等課程の教員は、次の各号の一に該当する者でその担当する教育に関し、専門的な知識、技術、技能等を有するものでなければならない。

- 一 前条各号の一に該当する者
- 二 専修学校の専門課程を修了した後、学校、研究所等においてその担当する教育に関する教育、研究又は技術に関する業務に従事した者であつて、当該専門課程の修業年限と当該業務に従事した期間とを通算して四年以上となる者
- 三 短期大学士の学位又は準学士の称号を有する者で、二年以上、学校、研究所等においてその担当する教育に関する教育、研究又は技術に関する業務に従事した者
- 四 学士の学位を有する者
- 五 その他前各号に掲げる者と同等以上の能力があると認められる者

### (3) 法令に基づく適正な学校の運営について

- 就学支援金は、法律において、生徒が在学する学校が生徒に代理して受領し、生徒の授業料に係る債権の弁済に充てることとされている。また、各種学校の運営については、学校教育法、私立学校法などにおいて諸規定が設けられている。就学支援金に係る文部科学大臣の指定を受ける各種学校については、各校が就学支援金の管理を適正に行うとともに、これらの関係法令の諸規定を遵守していることは当然であり、「高等学校の課程に類する課程を置くもの」に求められる基準において、就学支援金の管理その他の法令に基づく学校の運営が適正に行われることを改めて求めることが適当である。

### (4) 適正な学校の情報の提供及び公表について

- 高等学校のみならず、各種学校についても、現在、学校教育法や同法施行規則に基づく学校の自己評価及び結果の公表や積極的な情報提供、私立学校法に基づく学校法人に関する財産目録等の備付け及び閲覧などが求められている。

(参考)

#### ○学校教育法（抄）

第42条 小学校は、文部科学大臣の定めるところにより当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について評価を行い、その結果に基づき学校運営の改善を図るため必要な措置を講ずることにより、その教育水準の向上に努めなければならない。

第43条 小学校は、当該小学校に関する保護者及び地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を積極的に提供するものとする。

→第42条、第43条は、第133条により専修学校、第134条により各種学校にそれぞれ準用。

#### ○学校教育法施行規則（抄）

第66条 小学校は、当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について、自ら評価を行い、その結果を公表するものとする。

→第189条により専修学校、第190条により各種学校にそれぞれ準用。

○私立学校法（抄）

（財産目録等の備付け及び閲覧）

第47条 学校法人は、毎会計年度終了後2月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書を作成しなければならない。

2 学校法人は、前項の書類及び第37条第3項第3号の監査報告書（第66条第4号において「財産目録等」という。）を各事務所に備えて置き、当該学校法人の設置する私立学校に在学する者その他の利害関係人から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

→第64条により、準学校法人にも準用。

- 就学支援金に係る文部科学大臣の指定を受ける各種学校については、現行法令上求められている説明責任がしっかり果たされていることが求められる。このため、「高等学校の課程に類する課程を置くもの」に求められる基準において、学校の情報の提供及び公表が適正に行われていることを改めて求めることが適当である。

3. 基準の項目について

- 上述の基準の基本的考え方や、基準のポイントに基づき、基準の項目として盛り込むべきと考えるものは、次頁のとおりである。

## 基準の項目（案）

（教育課程等）

- 修業年限が原則として3年以上であること。
- 授業時数は、学科ごとに、一年間にわたり800時間以上であること。
- 一の授業科目について同時に授業を行う生徒数が40人以下であること。  
ただし、特別の事由があり、かつ、教育上の支障のない場合は、この限りでない。
- 中学校又はそれに準ずる学校等を卒業した者に対し、中学校又はそれに準ずる学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて、高度な普通教育に類する教育を施すにふさわしい授業科目を開設していること。

（教員）

- 置かなければならない教員の数は、次の表に定める生徒数の区分に応じ、それぞれ定める教員数以上であること。  
この教員の数の半数以上は、専任の教員（常勤の校長が教員を兼ねる場合にあつては、当該校長を含む。）でなければならない。ただし、専任の教員数は、3人を下ることができない。

生徒数の区分	教員数
80人まで	3
81人から200人まで	$3 + \frac{\text{生徒数} - 80}{40}$
201人から400人まで	$6 + \frac{\text{生徒数} - 200}{50}$
401人以上	$10 + \frac{\text{生徒数} - 400}{60}$

- 教員は、次のいずれかに該当する者であつて、教職に関する専門的教育を受け、その担当する教育に関し、専門的な知識等を有する者であること。
  - 一 専修学校設置基準（昭和51年文部省令第2号）第19条第1号から第4号の規定のいずれかに該当する者
  - 二 専修学校設置基準第19条第5号の規定に該当する者として、次のいずれかに該当する者



- (イ) 各種学校で高等学校卒業程度以上を入学資格とするものを卒業した後、関連業務に従事した者で、当該各種学校の修業年限と関連業務従事期間とを通算して4年以上となる者
- (ロ) 外国の学校、学校教育法以外の法律に基づく教育施設、又は設備及び編成に関して専修学校若しくは各種学校に準ずる教育施設等を卒業した者であって、専修学校設置基準第19条第2号から第4号までの規定の各号に相当する修業年限、業務従事期間又は資格を有する者
- (ハ) その担当する教育に関し、法令に基づく大学卒業程度の免許若しくは資格等を取得した者又は短期大学卒業程度の免許若しくは資格等を取得した者で取得後2年以上関連業務に従事した者若しくは、高等学校卒業程度の免許若しくは資格等を取得した者で取得後4年以上関連業務に従事した者
- (二) 大学、短期大学又は高等専門学校の助手の資格のある者

(施設・設備)

- 校舎等を保有するに必要な面積の校地を備えていること。この校地のほか、目的に応じ、運動場その他必要な施設の用地を備えていること。
- 校舎には、目的、生徒数又は課程に応じ、教室、教員室、事務室その他必要な附帯施設を備えていること。校舎には、この施設のほか、なるべく図書室、保健室等を備えるものとする。
- 校舎の面積は、次の表に定める生徒数の区分に応じ、それぞれ定める面積以上であること。ただし、地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。

生徒数の区分	面積 (平方メートル)
40人まで	200
41人以上	200 + 2.5 × (生徒数 - 40)

- 目的、生徒数又は課程に応じ、必要な種類及び数の機械、器具、標本、図書その他の設備を備えていること。

(運営及び情報提供)

- 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第190条で準用する第66条第1項の規定による自己評価及び結果の公表、学校教育法（昭和22年法律第26号）第134条第2項で準用する第43条の積極的な情報提供、私立学校法（昭和24年法律第270号）第64条第5項で準用する第47条第1項及び第2項の規定による財産目録等の備付け及び閲覧など、学校及び当該学校の設置者に関する情報の提供及び公表が適正に行われていること。
  
- 就学支援金の管理その他の法令に基づく学校の運営が適正に行われていること。

## Ⅱ 留意事項について

- 「高等学校の課程に類する課程を置くもの」に求められる基準は前頁までに記述したとおりである。
- この基準は、指定に当たって現段階でその要件を満たすとともに、今後とも維持されることが必要な事項であるが、これに加え、「高等学校の課程に類する課程を置くもの」として指定を受けた外国人学校が、それぞれの水準の維持向上や社会的責任を果たすため、以下の事項について、省令（イ）～（ハ）の規定に基づき指定されたすべての外国人学校に対し、その実施を求めることが適当である。

### 1. 学校の情報提供について

- 現在、小中、高等学校については、「学校評価ガイドライン（平成22年改訂）」（平成22年7月20日文科科学省）において、「積極的な情報提供」についてのガイドラインが定められている。
- また、専修学校については、高等課程における情報提供のあり方について、全国高等専修学校協会として、既に本年7月1日に「申し合わせ」（案）の作成を行った。なお、文部科学省生涯学習政策局の協力者会議において、来年3月までに、まず、高等学校等就学支援金の支給対象となる「専修学校高等課程」に関して取組の目安となる事項をガイドラインとして取りまとめる予定となっている。
- 各種学校については、このようなガイドラインはないが、就学する生徒が就学支援金の支給対象となる外国人学校については、説明責任をより一層果たす観点から、教育課程、財務状況をはじめとする学校運営に関する積極的な情報提供を求める。

### 2. 教員の質の確保について

- 教育の質の確保のためには、その中心的な担い手である教員の役割がきわめて大きい。このため、教員の待遇の適正が期せられるとともに、研修の充実等により教員の質の確保に努めるよう求める。

### 3. 就学支援金の授業料への確実な充当について

- 就学支援金は、学校への助成金ではなく、法令に定める学校へ就学する生徒の学習活動を支援するため、受給権者である生徒個人に対して支給されるものであり、学校は生徒の申請に基づき、就学支援金を代理受領し、生徒が支払うべき授業料の一部に充当するものである。各学校においては、就学支援金が確実に生徒の授業料に充てられるようにするとともに、その原資が貴重な税金であることを踏まえ、経理の透明化を図るよう求める。

### 4. 社会の担い手として活躍できる人材育成に努めることについて

- 就学支援金は、高等学校等の教育に係る費用について、日本社会の全体で支え、すべての意志ある者が安心して勉学に打ちこみ、自らの無限の可能性を开花させることのできる社会をつくっていくことを目指している。そして、子どもたちには、自分たちの学びが日本社会全体により支えられ、応援されていることを自覚しながら、安心して勉学に打ち込み、将来、我が国社会や国際社会の担い手として広く活躍することが期待されている。
- このため、就学支援金の支給の対象となる外国人学校においては、このような就学支援金の趣旨を十分に踏まえ、我が国社会や国際社会の担い手として活躍できる人材の育成に努めるよう留意することを求める。

### Ⅲ 審査体制・手続等について

#### 1. 体制・手続

- 省令（イ）、（ロ）については、文部科学大臣の指定のための確認手続きとして、文部科学省からそれぞれの学校、都道府県等に必要な資料の提供を求めた。

省令（ハ）に関する審査対象校についても、対象校や関係都道府県に対して、必要な資料の提供を求め、その資料をもとに、審査を行うことが適当である。

- 審査対象校等に、審査資料として提供を求めることが適当であるものは、次頁のとおりである。

- 外国人学校の指定については、外交上の配慮などにより判断すべきものではなく、教育上の観点から客観的に判断すべきものであるということが法案審議の過程で明らかにされた政府の統一見解である。

このため、審査は、教育制度の専門家をはじめとする第三者が、専門的な見地から客観的に行い、対象とするかどうかについて意見を取りまとめ、最終的には、文部科学大臣の権限と責任において、外国人学校の指定がなされることが適当である。

#### 2. 審査方法

- 審査は、「1.」により収集された資料により、原則として書面で行うことが適当である。また、その検討に当たっては、対象校を訪問し、当該学校の状況を確認することが適当である。

## 【審査資料】

- ①学校の概要
- ②学則
- ③学級編制表
- ④年間指導計画
- ⑤施設の状況
- ⑥設備の状況
- ⑦教職員編制表
- ⑧常勤教員の略歴
- ⑨財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書、監査報告書
- ⑩設置者の寄附行為若しくは定款又はこれらに類する規約
- ⑪設置者の理事、評議員その他の役員の名簿（役職名、氏名、職名）
- ⑫理事会、評議員会その他の役員で構成される会議の開催状況
- ⑬学校点検・評価の状況、積極的な情報提供の状況、財産目録等の備付け及び閲覧の状況

## 【参考資料】

- ・学校の時間割表
- ・部活動の状況、生徒の各種資格取得の状況、卒業生の進路・進学状況
- ・学校パンフレット、生徒募集要項など、学校のことが分かる既存の資料

#### Ⅳ フォローアップについて

- 認定後は、省令（イ）～（ハ）に基づく全ての指定校について、文部科学省が適宜都道府県から情報提供を得るとともに、文部科学省が指定校から3年ごとに（財務諸表については毎年度）情報提供を受け、「高等学校の課程に類する課程」を置く学校であることを確認することが適当である。その際、前記留意事項の実施状況についても確認を行うこととする。
  
- この場合において、仮に要件を満たさなくなると認められるような場合には、指定の取消等必要な措置をとることが求められる。

## おわりに

- 高等学校の課程に類する課程を置く外国人学校の指定については、外交上の配慮などにより判断すべきものではなく、教育上の観点から客観的に判断すべきものであるということが法案審議の過程で明らかとされた政府の統一見解であり、本報告においては、このことに留意しつつ、専門的な見地から、「高等学校の課程に類する課程」として満たすべき「基準」や「手続」、「高等学校の課程に類する課程」を審査する体制や方法等について、報告を行った。

今後、文部科学大臣において、その権限と責任に基づき、基準等の決定、学校の指定が行われることを期待する。

- 「はじめに」において述べたとおり、公立高等学校の授業料無償化・高等学校等就学支援金制度は、すべての意志ある者が安心して勉学に打ちこみ、自らの無限の可能性を開花させることのできる社会の実現に向けた新たな一歩を踏み出すものである。
- 本会議としても、この制度の対象となる高等学校等で学ぶ子どもたちが、自分たちの学びが社会全体により支えられ、応援されていることを自覚しながら、安心して勉学に打ち込み、将来、我が国社会や国際社会の担い手として広く活躍されることを強く期待している。



(参考資料)

## 朝鮮高級学校訪問先②

### **京都朝鮮中高級学校** (7月8日視察)

体育、音楽、世界史、英語、情報、物理、数学、美術  
コンピュータ室、図書室、音楽室、体育館、理科室、生徒会室、校庭、職員室

### **大阪朝鮮高級学校** (7月9日視察)

世界史、数学、社会、日本語、朝鮮語、商業、英語  
コンピュータ室、図書室、音楽室、体育館、理科室、生徒会室、校庭、職員室

### **神戸朝鮮高級学校** (7月9日視察)

日本語、化学、朝鮮語、情報、社会、物理、生物、英語  
コンピュータ室、舞踊室、音楽室、生徒会室、図書室、体育館、理科室、職員室、美術室、校庭

### **広島朝鮮初中高級学校** (7月12日視察)

理科、英語、歴史、現代朝鮮史、数学、化学  
音楽室、パソコン室、生物・科学室、物理実験室、美術室、家庭科室、舞踏室、多目的ホール、図書室、体育館、売店、校庭

### **九州朝鮮中高級学校** (7月12日視察)

英語、物理、社会、体育、ホームルーム  
パソコン室、体育館、美術室、教職員室、校庭